

# 再生可能エネルギー条例における政策波及

本間 友香里

キーワード：再生可能エネルギー、政策波及、地方自治体、条例、環境政策、公共政策

## 1. 研究背景と目的

2011年の福島第一原子力発電所の事故や、2012年に施行された固定価格買取制度によって、再生可能エネルギー（以下、再エネ）への関心や投資が活発となり、国内の再エネ普及が後押しされた。また、それを機に、再エネ普及を目的とした条例（以下、再エネ条例）が複数の地方自治体で制定され始め、その取り組みが広まりつつある。これは、エネルギー政策を国の管轄として捉えられてきた自治体が積極性を見せ始めた事例であり、事例研究に加え、条例制定の動きを総体的に捉えた研究の蓄積が必要である。そこで本研究では、自治体間で広がりを見せる条例制定の動きを政策波及の観点から捉え、条例制定が自治体による自主的な取り組みとして、複数自治体に波及している様子を明らかにすることをめざす。

## 2. 調査方法

本研究では、伊藤修一郎<sup>1</sup>が提唱した動的相互依存モデルを用いるが、その中でも特に内生条件および相互参照の枠組みを使って分析する。この枠組みは自治体が他自治体の動向を参考としながら、ある課題に対する新政策の採用を自立的にめざし、その結果、先行自治体の政策が他自治体波及する様子を説明している。本研究では再エネ普及を課題に、再エネ条例を新政策採用に当てはめて分析する。まず、再エネ条例が自治体の自立的な取り組みであることを確かめるために、条例の制定状況と国や世論の動向との関連性を見る。続いて、後続自治体が先行自治体の条例を参考としていることを示すために、条例間における類似性の有無を確認する。また、これとともに、後続自治体が先行自治体を参考としたことを示す証言・記述も収集し、類似性の存在と合わせて分析する。最終的に、ここまでで得られた結果を特定事例の条例検討過程に当てはめ、検証する。

## 3. 調査結果と考察

調査の結果、再エネ条例は6道県と21市町村で制定されており、その4分の3ほどが2012年以降の導入（以下、第二世代）で、残りは2001～06年の間の導入（以下、第一世代）となっていることがわかった。国および世論の動向からは、第一世代の条例では政治家のリーダーシップ、第二世代では世論の流れや固定価格買取制度、政治家の意向等によって制定に至っていることが明らかとなり、どちらの世代も法律等による国の介入を受けた結果ではないことが確認できた。ただ、第二世代の条例では、専門家・機関の関与により条例制定が後押しされた様子が見られたため、自治体の自立的な取り組みと言い切れない部分もある。次に、類似性の確認では多くの自治体に共通した条項が複数見られ、またいくつかの自治体で先行自治体を参考としたとする証言・記述が確認された。不明な自治体もあるため、全ての事例で条例の波及が起こっているとは言えないが、少なくとも特徴的な事例である北海道（2001年制定）と滋賀県湖南市（2012年制定）の条例内容が後続自治体に波及している様子が窺えた。ここまでで、自治体が自立的に条例制定をめざす中で、他自治体、特に先行自治体の動向を参考としている様子が見出された。特定事例としては兵庫県宝塚市の検討過程を対象として検証したが、ここでも再エネ普及という課題に対して、先行自治体を参考としながら再エネ条例の制定に至る様を確認することができた。

## 4. 結論

再エネ条例の制定には国の介入が見られず、第二世代では専門家・機関の関与があったものの、再エネ普及の必要性を感じた自治体を取り組んだ結果であると言える。また、条例間の類似性や自治体の証言・記述により、再エネ条例の初期から現在までの条例にかけてではなく、第一世代では北海道の条例が、第二世代では湖南市の条例が後続自治体に波及していることが明らかとなった。

<sup>1</sup>伊藤修一郎（2002）自治体政策過程の動態—政策イノベーションと波及—